

○佐賀県警察車両運転技能検定要綱の制定について

昭和52年5月16日

佐警本例規（務）第6号

改正 昭和56年9月佐本教第313号、平成21年3月佐本務発第259号、23年3月佐本企発第102号、8月佐本務発第557号

このたび、警察車両を運転する佐賀県警察職員の運転技能の向上と交通事故の防止を図るため、佐賀県警察車両運転技能検定要綱を別添のとおり制定し、昭和52年6月1日から実施することとしたので、次の諸点に留意し運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

（警察職員による交通事故は世論の厳しい批判を受け、警察に対する県民の信頼を著しく失墜する原因となり、その影響は極めて大きいものがある。）

また、最近における全国での殉職事故の内容をみた場合にその大半が交通事故によって占められている。

このようなことから、警察車両を運転する警察職員の運転技能の向上と交通事故の防止を図る目的で、このたび警察車両運転技能検定要綱を制定したものである。

第2 運用上の留意点

1 第1条関係（目的）

(1) この要綱は、警察職員が警察車両を運転する場合における交通事故防止を図ることを究極の目的とするが、その運用にあたっては規制のみを主眼とせず、運転技能の向上という積極的な見地からも十分に配慮すること。

(2) 「警察車両」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条に定める自動車及び原動機付自転車で、佐賀県警察に所属する車両（借上げ車両を含む。）をいう。

2 第3条関係（委員会の組織）

「技能検定に必要な職員」とは、技能検定業務に従事する者で、検定業務員として資格があると認められる者のことをいい委員長が指名する。

3 第4条関係（検定の種別及び効果）

「所属長が職務上特に必要と認めた場合」とは、重要な警察事案が発生した場合において、検定に合格し認定を受けた者（要綱附則第2項の規定により級位の認定を受けたとみなされる者を含む。以下同じ。）が入校、病気、異動等によって不足し、これ以外

の運転免許取得者をあてなければ警察責務を達成するために他に手段がないと認めた場合をいう。

この場合、所属長は、運転者の選定にあたっては、慎重を期するとともに、特に安全運転について具体的に指示するなど事故防止に配慮すること。

4 第5条関係（検定科目）

(1) 検定は、学科及び実技について行うものとし、その業務担当課（隊）は次のとおりとする。

ア 学科 教養課、交通企画課、交通指導課、運転免許課

イ 実技 教養課、運転免許課、交通機動隊

(2) 検定の実技については、業務担当の各課（隊）において協議して検定種別に従い検定を実施し、結果をすみやかに委員長に報告するものとする。

5 第7条関係（運転適性検査）

運転適性検査は、検定科目に含まれないが、検定を受ける前段階として、委員長があらかじめ実施することとする。

6 第9条関係（認定証の交付）

(1) 検定に合格し認定を受けた者に対する認定証は、委員長から所属長あてに送付する。

(2) 所属長は、すみやかに検定合格者にこれを交付するとともに、各所属で保管中の「運転免許、所有車両、加入保険調査カード」の裏面備考欄に検定種別、認定級位認定月日を記入することとする。

7 第10条関係（検定の更新）

「委員長が必要と認めた者」とは、

○ 警察車両で交通事故を起こした者「（事故の状況に応じては、助手席同乗者及び第2当事者である場合を含む。）」

○ 病気、異動等の理由により、2年以上警察車両の運転に従事しなかった者

○ その他、所属長が特に検定の必要があると認めた者

をいい、これらの者は、委員長の指定するところにより更新検定を受けなければならない。

8 第11条関係（認定の取消等）

(1) 「交通事故」とは、公私を問わず警察職員の運転する自動車又は原動機付自転車によって生じた人の死傷又は物の損壊をいう。ただし、その交通事故について本人に

過失が認められない場合については除くものとする。

(2) 「警察車両を運転することが適当でないと認められるに至ったとき」とは、精神又は身体の欠陥等によって警察車両の運転に支障を生ずるおそれのある場合をいう。

(3) 委員長は、認定した級位の取消し又は格下げをしようとするときは、当該処分者に対して、弁明の機会を与えるものとする

佐賀県警察車両運転技能検定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、警察車両を運転する佐賀県警察職員（以下「職員」という。）の運転技能向上と交通事故防止を図るための運転技能検定（以下「検定」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 検定を実施するため、警察本部に警察車両運転技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第3条 委員会の組織は、次のとおりとする。

委員長 警務部長

委員 警務課長、監察課長、地域課長、捜査第一課長、交通企画課長、交通指導課長、運転免許課長、交通機動隊長

2 委員会に、検定に必要な職員若干名を置き、委員長の指名する者をもってあてる。

3 委員会の庶務は、警務部警務課で行う。

(検定の種別及び効果)

第4条 委員会の行う検定の種別、級位及び運転できる警察車両は、次のとおりとする。

検定種別	認定級位	運転できる警察車両
四輪車	上級	すべての四輪車
	中級	大型以外の四輪車
	初級	大型以外の四輪車のうち緊急車以外のもの
二輪車	上級	すべての二輪車
	初級	二輪車のうち排気量0.125リットル以下のもの

2 警察車両は、前項の検定に合格し、認定を受けた者でなければ運転してはならない。ただし、所属長が職務上特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(検定科目)

第5条 検定は、学科及び実技について実施する。

- 2 検定は、委員長が必要と認めた場合に、検定の種別及び科目を指定して行うものとし受検に必要な事項は、その都度、各所属長に通知するものとする。

(受験票の提出)

第6条 所属長は、前条の通知を受けたときは、所属職員の中から受検者を選定して技能検定受験票（別記様式第1）に所要事項を記入し、委員長に提出するものとする。

(運転適性検査)

第7条 委員長は、検定を受ける者に対して、あらかじめ運転適性検査を実施するものとする。

- 2 委員長は、運転適性検査の結果の判定が著しく劣る者については、認定の級位を制限し、又は検定を受けさせないことができる。
- 3 検定に合格し認定を受けた者が、異なる種別又は上位の検定を受けようとするときは運転適性検査を免除することができる。

(検定の内容及び合格基準)

第8条 検定の内容及び合格基準は、別表に定めるところによる。

(認定証の交付)

第9条 委員長は、検定を実施したときは合否を判定し、合格者に対しては認定証（別記様式第2）を交付するものとする。

(検定の更新)

第10条 級位の認定を受けた者（附則第2項の規定により級位の認定を受けたとみなす者を含む。以下同じ。）のうち、委員長が必要と認めた者は、更新検定を受けなければならない。

- 2 更新検定の検定内容及び合格基準並びに認定証の交付は、前2条の規定を準用する。この場合において委員長が特に必要がないと認めたときは、検定科目の一部を省略することができる。

(認定の取消等)

第11条 委員長は、検定の認定を受けた者が、交通事故を起したとき又は警察車両を運転することが適当でないと認められるに至ったときは、認定した級位の取消し又は格下げをすることができる。

- 2 前項の規定により、級位の取消し又は格下げを受けた者は、取消し、又は格下げを受けた日から1年間は検定を受けることができない。

3 所属長は、第1項に掲げる級位の取消し又は格下げの必要があると認められる事由が生じたときは、速やかに委員長に報告するものとする。

(所属長への通知)

第12条 委員長は、検定を実施して級位の認定を行ったときは、又は認定を取消し、若しくは格下げを行ったときは、関係所属長に通知するものとする。

(検定カードの備え付け)

第13条 職員の検定級位を明確にするため、警務部教養課に運転技能検定カード(別記様式第3)を備え付け、所要事項を記録するものとする。

(所属長の責務)

第14条 所属長は、所属職員の運転技能の実態を常に把握し、適切な配置運用を行うとともに、安全運転についての指導教養を行わなければならない。

(細部規定)

第15条 この要綱を実施するために必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和52年6月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に警察車両の運転に従事している者(過去1年以内に交通事故を起こした者を除く。)は、次表に掲げるところにより、第4条第1項に定める級位の認定を受けた者とみなし、認定を受けたとみなす級位の認定証を交付するものとする。

検定種別	運転従事者の区分	認定を受けた者とみなす級位
四輪車	大型自動車運転者として指定を受けている者及び検定の合格資格があると認めて所属長が推薦した者	四輪車の上級
	運転専従者及び検定の合格資格があると認めて所属長が推薦した者	四輪車の中級
	運転専従者以外の四輪運転者	四輪者の初級
二輪車	交通取締用二輪運転専従者	二輪車の上級
	交通取締用以外の二輪運転者	二輪者の初級

別表(第8条関係)

検定種別 \ 検定科目	学科		実技	
	検定内容	得点	検定内容	得点

四輪車	上級	1 交通関係法規	90点以上	1 運転操作能力	80点以上
	中級	2 自動車の構造装置	80点以上	2 交通法規の励行能力	75点以上
	初級	3 警察車両の運転に必要な知識 (50問 100点 所要時間 30分)	80点以上	3 安全運転に必要な能力	70点以上
二輪車	上級	同上	90点以上	同上	80点以上
	初級		80点以上		70点以上

様式第1(第6条関係)

運 転 技 能 検 定 受 検 票

受 検 番 号		所 属	課(室、隊) 署	係 別	
階 級		氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (年)
受検種別	四輪車(上、中、初級) 二輪車(上、初級)				
所持免許及び 取得年月日	免許・ 年 月 日取得 免許・ 年 月 日取得 免許・ 年 月 日取得				
公用車両の運転 経験年数及び種 別等	大型 普通 二輪	年 月 日 年 月 日 年 月 日	現在運転 している 公用車両		
検 定 結 果					
種 別	得 点	決 定		指導矯正事項	
学 科	※	※			
技 能	※	合 否			

(注)1 ※印の欄には記入しないこと。

2 受検種別は、当該級位を○で囲むこと。

様式第2(第9条関係)

認	定	証
認 定 証		
氏名		
佐賀県警察車両運転技能検定 車 級に認定する。		
年 月 日		
佐賀県警察車両運転技能検定委員会委員長		
90ミリ		

50
ミ
リ

様式第3(第13条関係)

運 転 技 能 検 定 カ ー ド

(表)

運転技能検定カード		年 月 日生		フリガナ						符号		
				氏 名								
運 転 免 許	免許の種類	免許年月日		所 属								
		年 月 日										
		年 月 日		階 級								
		年 月 日		異 年 動 月 日								
		年 月 日										
(適性検査結果記入欄)												

(裏)

審査結果		学 科	実 技	決 定	指 導 矯 正 事 項	
				合 否		
年 月 日	認定種別	級 位		備 考(取 消 等)		
年 月 日	記 事		年 月 日	記 事		

様式第 1 (第 6 条関係)

様式第 2 (第 9 条関係)

様式第 3 (第13条関係)